

安保法制と憲法改正を許さない

配布用レジュメ

伊藤塾塾長

安保法制違憲訴訟共同代表

9条の会世話人 弁護士 伊藤 真

自己紹介

- 伊藤塾の塾長として
 - 法律家・公務員の養成を35年以上
- 憲法の伝道師として
 - 全国で講演、執筆活動
- 弁護士として
 - 日弁連憲法問題対策本部副本部長
 - 安民法制違憲訴訟
 - 1人1票実現運動と裁判

伊藤真の日本一やさしい「憲法」の授業 (KADOKAWA)



伊藤真の
日本一やさしい
「憲法」の授業

施行 **70**年 いまこそ知っておきたい
日本人の「一番大切な教養」

あなたは本当に
理解していますか?

伊藤真

伊藤塾塾長・法学館憲法研究所所長

「安保法制」「特定秘密保護法」など時事トピックも解説 KADOKAWA

あなたこそ たからもの(大月書店)



やっぱり九条が戦争を止めていた

やっぱり九条が戦争を止めていた

伊藤 真
Makoto Ito

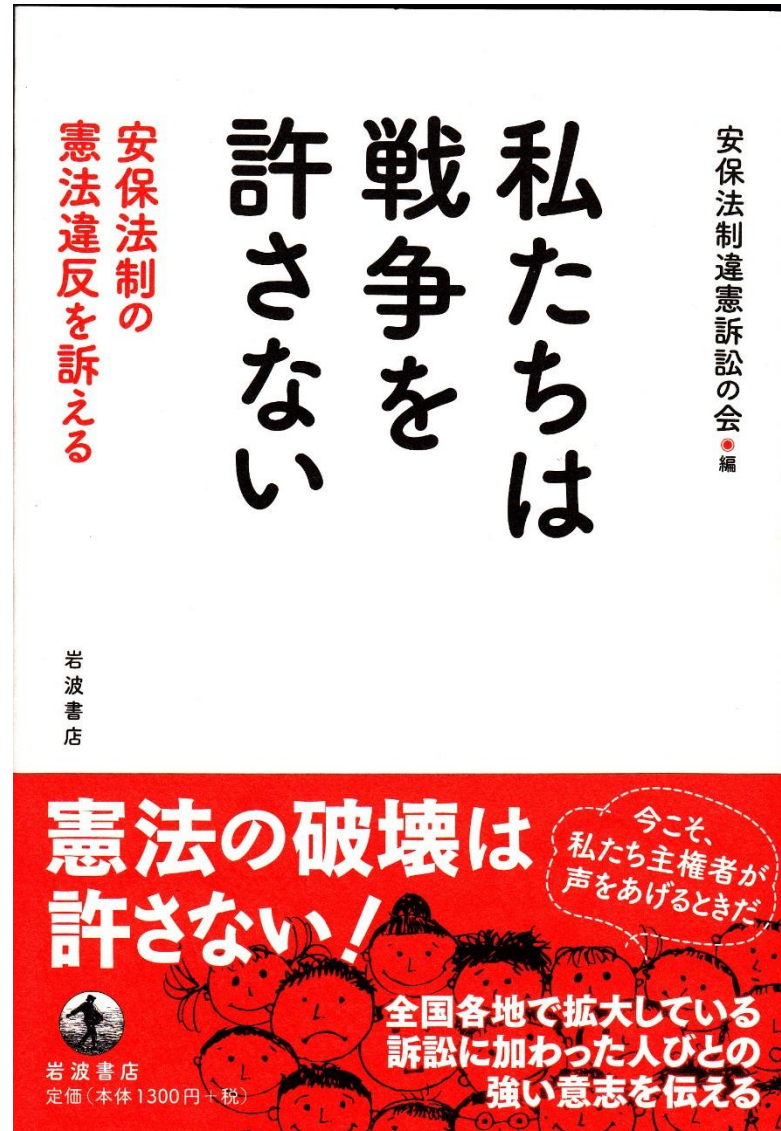
集団的自衛権
行使容認へと
突き進む、
安倍政権の方針を
徹底批判！



憲法を
国民の手に
とり戻せ！！

毎日新聞社

私たちは戦争を許さない(岩波書店)



今の憲法の理念・内容を知っているか？

Q

いまの憲法の理念・内容をどの程度知っているか？

「知っている」「知らない」が半々



● よく知っている ● ある程度知っている ● あまり知らない ● まったく知らない ● わからない・無回答

・ 知っている 46%

・ 知らない 50%

ファシズムの初期の兆候

- 強力で継続的なナショナリズム
- 人権の軽視
- 団結の目的のため敵国を設定
- 軍事優先(軍隊の優越性)
- はびこる性差別
- マスメディアのコントロール
- 安全保障強化への異常な執着
- 宗教と政治の一体化
- 企業の力の保護
- 抑圧される労働者
- 知性や芸術の軽視
- 刑罰強化への執着
- 身びいきの蔓延や腐敗(汚職)
- 詐欺的な選挙

Early Warning Signs of Fascism

Dr. Lawrence Britt

U.S. Holocaust Museum

より

憲法改正（96条）

1 この憲法の改正は、**各議院の総議員の3分の2**以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その**過半数の賛成**を必要とする。

投票総数の

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

NHK世論調査 (2018/4/13)

- 憲法改正して自衛隊の存在を明記することに賛成か反対か？
- 賛成 31%
- 反対 23%
- どちらともいえない、わからない 46%

国民投票制度をどの程度知っているか？

Q

国民投票制度をどの程度知っているか？

「知らない」が半数超える



● よく知っている ● ある程度知っている ● あまり知らない ● まったく知らない ● わからない・無回答

● 知っている 38%

■ 知らない 59%

国民投票運動について

- 国民投票運動とは、憲法改正案に対し、賛成又は反対の投票をし、又はしないよう**勧誘する行為**（国民投票法100条の2）。
- 国民投票の期日は国会の議決によるが、その議決は発議の日に行われることが想定される。それは発議の日から起算して**60日後180日以内**となる。
- 国民投票運動は、発議した日から国民投票期日当日の**投票所が閉まる時まで可能**。

国民投票運動の規制について

- 運動の制約を受けるのは、投票事務関係者、選管職員、裁判官、検察官、警察官など。
- 公務員と学校の先生はその地位を利用しての運動はできない。
- それ以外は、個人、市民団体、自治会、**企業**、組合、政党、議員（国、地方）、**外国人**など誰でも運動できる。
- **運動は原則自由**（公選法の適用なし）
 - 組織的に多数人を相手に行われる買収行為禁止
 - 投票運動CMが投票期日14日前から禁止

憲法改正国民投票法の問題点

- **最低投票率・絶対得票率**の定めなし
 - 国民の少数による改憲の危険
- 投票日の15日以前の**テレビCM規制なし**
- 投票日の14日以内でも勧誘行為以外のCM可能
- 運動の**広告資金の規制なし**
 - 資金力の多寡による不公平
- **複数同時発議**でもよいのか
 - 国民にとって十分な熟慮時間がない。
- **公務員と教育者の国民投票運動の制限**（地位を利用してのもの）
 - 萎縮効果

憲法改正の内容の議論の前に
手続法を公平・公正なものに
するべきではないのか。

国民に対して多元的な情報や意見が
平等に与えられ、国民が熟慮するた
めの十分な前提が確保されるまで
改憲は決して許すべきではない。

日本国憲法 第9条

1項

世界標準

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

侵略戦争放棄

2項

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

2項と合わせて、一切の戦争を放棄している。

戦争の手段を規制した2項こそが特に重要

大切なこと

- 相手の立場に立って考える。
- 想像力を働かせる。
- 一歩先を考える。
- そして、具体的に考えること。
 - 自衛隊の実態を踏まえること。
 - 戦争のことを私たちは、どこまで知っているだろうか。

兵士が人でなくなる

- アメリカ海兵隊の新兵訓練の目的は、「人を殺せるようにすること」
 - 第二次世界大戦で、見える敵への発砲率が15～20%に過ぎなかったことの衝撃から訓練を見直す。
- 12週間の訓練の後、3ヶ月の実戦的訓練を積んだだけでイラク、アフガンの戦場に送られる。
- 98%の人間は人を殺せないが、人を殺すことに対する心理的なバリアーを除く教育が必要(同種殺しの抵抗感の除去)。
- 殺人を任務とする、人を殺せる人間に作られていく。

アメリカ帰還兵の現実

- 貧困層、仕事がない若者が軍隊に入らざるを得ない厳しい現実（**経済的徴兵制**）。
- 本当は大学に行きたかった（新兵の奨学金希望者**85%**）。その学費を奨学金で得たかったのに、実際には帰国後はそうした意欲も失われる（卒業できるのは**15%**）。
- **戦死者以上の帰還兵の自殺者**
- 麻薬、犯罪、貧困に苦しむ。
- PTSD、うつ病に苦しみ続けている。

- 精鋭部隊に選ばれたジェレードさんは、**繰り返しアフガニスタンとイラクに派遣**された。その間、彼の様子は少しずつ変わっていったと、妻・アシュリーさんは話す。
- 「戦場で見たものや、自分がしたことの**悪夢**に苦しんでいました。症状がどンドンひどくなって、軍に助けを求めましたが、助けてはもらえませんでした。『お前は大丈夫だ。がんばれ』そう言われていました。
- 二人の息子と遊ぶのが何よりも好きだったジェレードさん。そんな彼を特に悩ませたのは、**戦場で目にする子供の姿**だった。

- 「武器を持った子供を見たら、自分が殺される前に射殺しろ、と教えられていました。夫は目に涙を浮かべて、震えながら、『そんなことをしたら自分を許して生きていくことはできない』と言っていました。」
- 8度目の派兵から自宅に戻った今年6月、ジェレードさんは自ら銃で頭を撃ち、命を絶った。

帰還兵はなぜ

DAVID FINKEL, THANK YOU FOR YOUR SERVICE

デイヴィッド・フィンケル 古屋美登里・訳

自殺するのか



イラク・アフガン戦争から生還した兵士200万のうち、
50万人が精神的な傷害を負い、毎年250人超が自殺する。
戦争で壊れてしまった男たちとその家族の出口なき苦悩に迫る衝撃のレポート!

何も知らないまま戦争を始めようとしている人たちがいる。

内田樹氏推薦!

亜紀書房 定価: 本体2500円+税

作者: デイヴィッド・フィンケル,
古屋美登里

- アダムと共に戦争に行ったあらゆる兵士たち——小隊30人、中隊120人、大隊800人——は、元気な者ですら、程度の差はあれ、どこか壊れて帰ってきた。アダムと行動を共にしてきた兵士のひとは、「悪霊のようなものに取りつかれずに帰ってきた者はひとりもいないと思う。その悪霊は動き出すチャンスをねらっているんだ」と言う。
- 「家で襲撃を受けるんだ」別の兵士が言う。「家でくつろいでいると、イラク人が襲撃してくる。そういうふうに見える。不気味な夢だよ」

- いたって体調がよさそうに見える兵士は、「妻が言うには、ぼくは毎晩寝ているときに悲鳴をあげているそうだ」と言ったあとで困ったように笑い、「でも、それ以外は何の問題もない」と言う。しかしほかの兵士たちと同じように、途方に暮れているように見える。
- 「あの日々のことを、死んでいった仲間のことを、俺たちがやったことを考えない日は一日たりともない」とある兵士は言う。「しかし、人生は進んでいく」

- 俺の頭の中はどうなってるんだ。昨夜、ベッドに腰を下ろして、部屋の向こう側にある椅子を見ていたら、そこに血まみれの女の子がいた。その後のことは思い出せない。俺はとんでもないパニック発作に陥ったらしい。死体の幻を見るのはこれが初めてじゃない。死んだイラク人たちが浴槽に浮かんでいるのも見たことがある。どうして浴槽にいるのか、さっぱりわからない。

いま暴れ回りたい気分だ。

Gerardo Mena

32歳 ミズーリ州出身 イラク西部へ



戦争でひどく苦い経験をして、初めて本当に大事な事実を学んだのだと思う。戦争には、栄光など決して存在しないのだということ。戦争とは、むごたらしくも悲惨で、恐ろしい暴力に他ならない。

週刊金曜日989号より

どの戦争にも必ず
「戦争の後」がある。

「安保法制」「改憲」を許すことは、こうした
リスクを私たちが引き受けるということ。

どちらが楽観主義・お花畑なのだろうか

<戦争についての楽観>

- 軍隊は国民を守るものだと思う楽観
- 抑止力を高めたら相手は必ず従うと思う楽観
- 日本の帰還兵は精神強靱なのでPTSDなどにかかったり、自殺したりするはずはないと思う楽観。
- アメリカが自国の国益のために日本を犠牲にすることは絶対はないと思う楽観
- 戦争すれば勝てる、または被害はないと思う楽観
- 攻められても原発は標的にならないと思う楽観
- 敵を作ってもテロの標的にはならないと思っている楽観
- 戦争になっても犠牲になるのは自衛官だけと思う楽観

<人権への影響についての楽観>

- 軍事費が膨大にかかっても、国民の福祉に影響ないと思っている楽観
- 軍需産業が儲けた利益が国民にまわるとしている楽観
- 軍隊持っても人権保障には影響ないと思っている楽観

<政治家についての楽観>

- 軍事情報が開示され文民統制が可能だと思っている楽観
- 日本の政治家には、米国の要求を拒否できる能力があり、かつ軍需産業の意向などには左右されないと思う楽観
- 憲法を変えれば、独立主権国家になれると思っている楽観。武装しても中立でいられると思っている楽観
- 戦前、失敗した軍事力の統制を今の政治家ならできるとしている楽観

軍事による抑止力は
相手への挑発力にもなる。

何事にも二面性がある。
だからこそ、事実を踏まえて現実的に
冷静に考えることが必要。

今こそ、冷静さが必要

- 戦争の**悲惨な現実**を知ること
- 映画やゲームのようにかっこいいものなんかではない。残酷で、無残で、悲しいだけ。
- 耐えがたい苦痛を家族や友人にもたたらす。
- 武力行使によって**さらに重大な問題**を引き起こす。
- 軍事力によっては、**問題は解決できない**。

海外で戦争することを認める
安保法制を決して許さない。

憲法の基本的な考え方

<前文第2項>

- 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、**平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して**、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、**名誉ある地位を占めたいと思ふ**。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

「壁の向こうに友人、理解者、仲間を
作れば、壁は壁でなくなる。」

(ダニーロ・ドルチ)

壁は物理的なものではなく、

私たちの意識の問題なんだ

Thomas Mann

真の教養とは、

人間は戦争してはいけな
いと信じること

自国のことのみを考えるのではなく、

他国のことも深く理解すること

「日本国憲法」制定の
目的はなんですか？

近代日本の歩み

- 明治から第二次世界大戦敗戦

(1868～1945)

- 近代国家建設の過程

- 不平等条約をいかに改訂させるか。

- 立憲君主制

- 天皇主権、上からの改革
- 国家や天皇のための個人の自己犠牲には価値がある。

- 個人の自由よりも富国強兵を重視

- 軍備拡張と経済発展という国家優先による近代化

- 自由民権運動と大日本帝国憲法発布(1889.2.11)

法体系
政治制度
経済システム

日本国憲法制定の経緯

- 1874年 台湾出兵
- 1889年 大日本帝国憲法(明治憲法)発布
- 1894年 日清戦争
- 1904年 日露戦争
- 1914年 第1次世界大戦
- 1931年 満州事変
- 1937年 日中戦争
- 1941年 太平洋戦争(第2次世界大戦)
- 1945年 ポツダム宣言受諾 敗戦
- 1946年2月 マッカーサー草案
6月～10月 議会での審議・議決
11月3日 日本国憲法公布
- 1947年5月3日 日本国憲法施行

戦前の日本は、
「家」制度の下で、個人
主義を徹底して排除

女性参政権も肯定
但し沖縄を排除

戦前への反省から

- 神権的「国体」思想の否定
 - 戦前の神権天皇、軍隊、宗教の三位一体の解体
 - 象徴天皇制、9条、政教分離を規定
 - 民族主義的色彩を除去し、全体主義を否定
- 立憲主義の確立
 - 「個人の尊重」を基礎とした真の立憲主義
 - 違憲審査制を採用した徹底した「法の支配」
 - 裁判所の役割を重視（司法権の独立）

明治憲法から日本国憲法へ ～憲法価値の転換～

＜戦前の日本＞ → ＜戦後の日本＞

天皇主権 → 国民主権

戦争し続けた国 → 戦争できない国

臣民の権利にすぎない国 → 天賦人權思想の国

教育を利用した国 → 教育内容に介入しない国

宗教を利用した国 → 政教分離

障害者、女性、子どもを差別した国 → 差別のない国

貴族・財閥・大地主のいる国 → 格差を是正する国

自己責任を強いる国 → 福祉を充実させる国

徹底した中央集権の国 → 地方自治を保障する国

国家のための個人 → 個人のための国家

↓ (国家主義・全体主義) ↓ (個人の尊重・個人主義)

国家・天皇を大切にする → 一人ひとりを大切にする

明治憲法

日本国憲法

目的

国家

個人



手段

臣民

国家

日本国憲法の根本価値

- 憲法13条前段(個人の尊重)

「すべて国民は個人として尊重される。」

一人ひとりの自由を保障し、誰もが人間としての尊厳を持って個として尊重されて、生きることができるようにすることをめざす。

→一人ひとりを大切にする。

存在価値の保障

個人の尊重と幸福追求権

<憲法13条>

- すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
 - 誰にも価値があり、幸せになる権利を持つ。
 - 自分の幸せは自分で決める(自己決定権)。
 - * 人は皆同じ(人として尊重)→包摂性
 - 人は皆違う(個として尊重)→多様性

多様性を受け入れて共生できる社会をめざす

<日本国憲法 前文>

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する（前文第1項）。

<第12条> この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。

憲法制定の目的

- 憲法制定の2つの目的

① 「わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し」

→ 日本中に自由と人権をもたらすため

② 「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」

→ 政府に二度と戦争をさせないため

- 2つの目的を実現するための手段として

③ 「ここに主権が国民に存する」

→ 私たちが主体的に行動して実現する。

日本国民は、正当に^に興^を發^せられた^た国^に合^にに
おける代表者を通じて行^つた^る行^動し、^われ^らの^この^こわ
れらの子孫のために、諸国民との協^和に
よる成果と、わが国全土にわたつて自由
のもたらす恵^を沢^をを確保し、政府の行^為によ
つて再び戦争の惨^禍が起^こる^この^ない
やうにすることを決^意し、ここに主権が国
民に存^する^この^こを^宣言^し、この憲法を確定
する(前文1項)。

① 基本的人権の尊重

② 戦争放棄

③ 国民主権

①②が目的、③が手段

日本国憲法の理念と基本原理

●基本原理

立憲主義に立脚し、**国民主権**、**基本的人権の尊重**、**恒久平和主義**を基本原理としている。



●個人の尊重を中核とする立憲主義の理念

すべての人々が**個人として尊重**されるために、最高法規としての憲法が、**国家権力を制限**し、**人権保障**をはかるという立憲主義の理念を基盤としている。

憲法99条【憲法尊重擁護の義務】

- 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

本来、国民には憲法を守る義務はない

政治家などに守らせる責任があるだけ

憲法第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、**国民の不断の努力**によつて、これを保持しなければならない。



政治家、官僚、裁判官に憲法を守らせるために主体的に行動することを国民に求めている。

「安保法制違憲訴訟」の意義は
なんででしょうか？

全国での安保法制違憲訴訟

- 何が主に問題なのか
 - ①集団的自衛権行使 ← 海外での武力行使を認める。
 - ②後方支援、協力支援
 - ③PKO武器使用
 - ④武器等防護
- 何を求めるのか
 - 国家賠償、自衛隊の活動の差止め
- どんな権利の侵害を訴えるのか
 - 平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権

訴訟の意義

- 立憲主義と平和主義を護る闘い

- 政権によるあからさまな憲法破壊を許さない。

- 憲法価値(立憲主義・平和主義・民主主義)を司法のルートを通じて、市民が主体的に行動して護る。
- 政治部門の暴走を止める司法の役割と存在意義を問う。

- 具体的な被害の救済

- 平和を望む市民・親、戦争被害者、自衛官の家族、被爆者、基地周辺住民、原発技術者、平和活動家、ジャーナリスト、交通運輸労働者等、宗教者、教育関係者他

- 市民運動との連携

- 選挙における「立憲勢力」の共闘との連帯
- 憲法9条改悪を許さない。

安保法制違憲訴訟～全国の状況

- 提訴状況(2018/8/29現在)

- 計22地域 25裁判

- 東京(国賠3次、差止)、福島(3次)、高知、大阪(2次)、長崎(2次)、岡山(2次)、埼玉(3次)、長野(2次)、東京・女の会(2次)、神奈川(3次)、広島(2次)、福岡(国賠3次、差止2次)、京都、山口(2次)、大分(2次)、北海道・札幌(3次)、宮崎(2次)、群馬、北海道・釧路(2次)、鹿児島、沖縄、山梨、愛知 ※提訴順
- 東京で3つ、福岡で2つの裁判が進行中
- 東京の国賠は忌避申し立て中

- 提訴人数

- 原告:7479名、代理人:1643名

東京国賠訴訟 準備書面13

違憲審査制と裁判所の役割

第1 司法の自己抑制

- 1 自己抑制的な違憲審査
- 2 付随的審査制と抽象的審査制の合一化傾向
- 3 付随的審査制と司法消極主義・司法積極主義

第2 裁判所が合憲性統制に積極的に乗り出すべき場面であること

- 1 安保法制法案の審議過程と国民の声
 - (1) 議会制無視
 - (2) 答弁の変節
 - (3) 無視される参考人
 - (4) 判例の射程
 - (5) 立法事実なし
 - (6) 参議院委員会採決なし
- 2 新安保法制法と司法積極主義

第3 裁判所の自己抑制の論拠が成り立たないこと

- 1 憲法判断の順序
- 2 事件性の要件と司法積極主義
- 3 司法権の限界論と司法積極主義
 - (1) 自律権論
 - (2) 統治行為論

第4 統治行為論について

- 1 はじめに
- 2 本訴訟において統治行為論を採用するべきでないこと

第5 憲法判断回避について

- 1 憲法判断回避とは
- 2 ブランダイス・ルールについて
- 3 ブランダイス・ルールそのものに対する批判
- 4 ブランダイス・ルールを前提としても、本件では判断回避すべきではない
浦部法穂教授、佐藤幸治教授、木下智史教授、芦部信喜教授の見解
- 5 関係する裁判例
 - (1) 最決平成26年7月9日(裁判集民事247号39頁)
 - (2) 福岡地判平成16年4月7日(判例時報1859号125頁)

第6 外国の違憲審査制

- 1 はじめに
- 2 アメリカにおける違憲審査

3 フランスにおける違憲審査制の展開

- (1)はじめに
- (2)フランスにおける裁判所不信の伝統
- (3)第五共和制憲法における「憲法院」と「違憲審査制」
- (4)フランスにおける違憲審査制の正当化
- (5)日本の司法消極主義と「転轍手」理論

4 ドイツにおける違憲審査制

- (1)ワイマール共和国における「司法」
- (2)ドイツ連邦共和国基本法における「違憲審査制」
- (3)連邦憲法裁判所の評価

5 外国の「違憲審査制」をめぐるまとめ

- (1)違憲審査権の行使に躊躇しないこと
- (2)違憲審査権は民主主義に反しないこと
- (3)積極的な違憲判断は国民から支持されていること
- (4)付随型違憲審査制と抽象的違憲審査制の合一化傾向

第7 裁判所の職責

- 1 「人権保障」のための裁判所
- 2 南スーダンにおける自衛官の危険な状況
- 3 新安保法制法の違憲性
- 4 「憲法保障機関」としての裁判所
- 5 裁判所の存在意義と職責

自衛隊の憲法明記で
何が変わるのでしょうか

改憲発議に積極的な勢力 による壊憲

- 2012年→国防軍創設を含む自民党改憲案発表
- 2013年→秘密保護法の**強行採決**
- 2014年→集団的自衛権行使容認の閣議決定
- 2015年→戦争法の**強行採決**
- 2016年→盗聴法拡大(刑事訴訟法の改正)
- 2017年→共謀罪の**強行採決**
- 2018年→公文書改ざん、廃棄、隠蔽
民主主義の前提の崩壊
- 2020年→自衛隊を明記した新憲法施行をめざす

5.3 安倍メッセージ

「『自衛隊が違憲かもしれない』などの議論が生まれる余地をなくすべきであると考えます。」

この改憲は必要で正当なのでしょうか。

議論を否定するということは、民主主義、言論の自由の否定

本当に何も変わらないのだろうか。

自民党自衛隊明記案

<9条の2>

- 1項 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。
- 2項 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

後法は前法を破る

- ローマ法以来の法原則
- 後法(新法)優先の原則のこと。
- 法令の制定・改廃の場合には、新たな法律・条文と抵触する規定は削除されるか改正されるのが一般だが、それが残された場合でも後法が優先される。
- 9条が残されていても、追加された「9条の2」が優先され、9条に反することも許されることになる。9条が書き換えられたのと同じ。

- 自衛隊が一度規定されると、「我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために**必要な措置**」という曖昧な要件が**無制限に拡大解釈**される危険性がある。
 - 必要な措置として**無限定の集団的自衛権**の行使も認められるようになる。**安保法制は合憲**となり、それ以上に危険。
 - 9条2項の例外として規定されるので、**9条2項は空文化**する。
- 国民投票による初めての**憲法上の国家機関**が自衛隊となることによって、**強い民主的正統性**が与えられる。
 - **自衛隊配備・活動の拡大**、**防衛費の増加**、**軍需産業の育成**、**武器輸出の推進**、**自衛官募集の強化**、**国防意識の教育現場での強制**、**学問技術の協力要請等**、**高度国防国家**へと進む。
- 「国防」が憲法上、新たな「**人権制約の根拠**」になる。
 - 思想良心の自由、信教の自由、表現の自由、財産権等すべて

苦役からの自由(憲法18条)も制限され徴兵制は可能に

徴兵制などありえないという批判に

- 外国でも復活の兆し
 - 仏マクロン大統領の発言、スウェーデンは2018年から復活
 - 国防意識、国家的一体感醸成のため → 日本でも効果的
- IT兵士の時代に素人では足手まといなだけという批判
 - しかし、国防、安全保障意識を持たせ、軍隊、戦争に抵抗感を無くし、共感させることが目的のものは十分に効果あり。
- ソフトなものから導入
 - サマーキャンプ、サバイバルゲーム、企業研修、企業の採用で自衛隊経験者を優遇するなどから浸透。
- 徴兵制という言葉は使わないだろう。
 - 「ふるさと守る体験学習」、「助け合い技術習得訓練」等、柔らかな言葉を持ち出して、悲惨さを打ち消すようにごまかすはず。
 - 集団的自衛権の解釈改憲を堂々とやる国。徴兵制は違憲というこれまでの解釈など一晩で変えられてしまうと覚悟すべき。 62

本当に何も変わらないのか

- 国旗国歌法(1999年)制定時も「国民に義務を課すものでなく何も変わらない」と言われた。
 - 「今回の法制化は、国旗と国歌に関し、国民の皆様方に新たに義務を課すものではありませんが、...より理解を深めていただくことを願っております。」(総理大臣談話)
 - 「学習指導要領に基づくこれまでの指導に関する取り扱いを変えるものではありません。」(文部大臣談話)
- それまで法的な根拠がなかった日の丸・君が代を国旗・国歌として明記するだけの法律にすぎないのだが...

- しかし、大きく変わっていく。
 - 法律ができて数ヶ月後、ロック歌手忌野清志郎のロック調「君が代」を収録したアルバムをレコード会社が自主的判断によって発売中止にしたり、
 - 大相撲秋場所で優勝した横綱武蔵丸にNHKアナウンサーが君が代を歌ってほしいと試みたり、
 - 岐阜県知事は国旗国歌を尊敬しない人は日本国籍を返上すべきと発言したり、
- 日の丸・君が代が押しつけられる社会になり、起立・斉唱、ピアノ伴奏を教員に強制する職務命令も出されるようになる。

- 日の丸が国旗であり、君が代が国歌であるという「現状を明記する」法律ができることによって、国民の中に君が代を茶化すことは不適切だ、日本国民なら日の丸を尊重すべきだという風潮が広まっていった。
- 単に明記しただけで、ここまで社会は変わる。
 - 法律で義務そのものを定めずに、社会のムードを変えることにより、義務を課したのと同じ結果を実現した。
 - 自衛隊明記に際しても、「自衛官に失礼だ」、「愛国心があるのか」、「非国民！売国奴！」等様々な感情的な言葉が飛び交い、言葉狩り、ネットでの炎上を恐れ萎縮し、自由な発言を自粛する可能性も。

- 安保法(戦争法)の違憲の疑いもなくして、世界で自由に自衛隊を実質的な軍隊として使いたいというのが本音。
- 2015安保法以後の、海外で「人を殺し、殺される」自衛隊を明記して9条2項を空文化することになる。
- 憲法の非暴力平和主義の理想を捨て去ってしまっているのか。
- 自衛隊明記の後についての想像力が必要。

9条お試し改憲ではなく、実質全面廃止

自衛隊という名の「軍隊」を持つことになる

災害救助で頑張っている自衛隊がかawaiiそう
という感情論に流されてはならない。

自民党が検討している改憲条項

- * 自衛隊憲法明記
- * 緊急事態条項
- * 1人1票否定
- * 教育理念明記

国家緊急権（非常事態条項）

- 戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、**国家権力が、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限。**
- 平時には許されない**人権制限**が許され、**行政権が立法権、司法権をも掌握する。**
 - **人権保障と権力分立の停止**
- 憲法保障の一形態であると同時に**立憲主義を破壊する危険**を併せ持つ。

緊急事態条項

戦争、テロなど
人災も含む

第73条の2

- (第1項)大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。
- (第2項)内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

(※内閣の事務を定める第73条の次に追加)

緊急事態条項

第64条の2

- 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の3分の2以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

(※国会の章の末尾に特例規定として追加)

現政権が国民の意思を問うことなく、永続的に続くことを認める。

日本国憲法制定時の議論

- GHQ草案になかったが、地震等の大災害で緊急の立法措置を講ずる必要が生じた場合に備えて、**参議院の緊急集会**（憲法54条2項但書）、政令への罰則の委任（73条6号）の規定が憲法に盛り込まれた経緯がある。
- 緊急時においては、**国会によるコントロール**の下で事態に対応すること、憲法が予定しない事態には**法律を定めて対応**することが予定されていた。



金森徳次郎 憲法担当大臣

金森徳次郎 憲法担当大臣の答弁

- 緊急勅令および財政上の緊急処分は、行政当局者にとりましては実に重宝なものであります。しかしながら、調法という裏面におきましては、国民の意思をある期間、有力に無視し得る制度であることと言えるのであります。だから**便利を尊ぶかあるいは民主政治の根本の原則を尊重するか**、こういう分かれ目になるのであります。
- (略) 過去何十年の日本のこの立憲政治の経験に徴しまして、**間髪を待てないという程の急務はない**のでありまして、そういう場合には何等か臨機応変に措置を執ることができます。したがって、緊急の措置を要しますのは、やや余裕のある事柄であります。してみれば、そういう場合には、臨時に議会を召集するという方法によって問題を解決することができる。...臨時に議会を召集することができない場合...それは衆議院が解散され、いまだ新議員が選挙せられないところの三、四十日の期間が予想せられるのであります。その時にはなんともしようがない。そこで**参議院の緊急集会を以て暫定的に代へる**、こういうことが考えられます。なおかつ...、たとえば咄嗟の場合に交通断絶その他の場合に、如何に適當の処置をするかというときには、今後色々な工夫を致しまして、そういう非常の場合に処する僅かばかりの臨時措置の規定を**必要なる法律等**に編み込み、(略)平素から予備して置くと云うのも、一つの考え方であらうと思います...

国家緊急権の目的の再確認

- 定義の確認：
 - 内乱・恐慌・大規模な自然災害など、**平時の統治機構をもっては対処できない非常事態**において、**国家の存立を維持するために**、国家権力が、立憲的な**憲法秩序を一時停止**して非常措置をとる権限。
- **軍隊が国家を守るものであり、国民を守るものではないことが軍事の常識であるのと同じく、**
- **国家緊急権は、国家を守るものであり、国民を守るものではない。**
- 国家緊急権を、災害時などに国民を守るためのものと誤解してはならない。

参院選「合区」解消

第47条

1人1票の否定

- 両議院の議員の選挙について、選挙区を設けるときは、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。参議院議員の全部又は一部の選挙について、広域の地方公共団体のそれぞれの区域を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙区において少なくとも1人を選挙すべきものとすることができる。
- 前項に定めるもののほか、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

教育の充実

第26条

国のための教育
(富国強兵)

- (第1、2項は現行のまま)
- (第3項)国は、教育が国民一人一人の人格の完成を目指し、その幸福の追求に欠くことのできないものであり、かつ、国の未来を切り拓(ひら)く上で極めて重要な役割を担うものであることに鑑み、各個人の経済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、教育環境の整備に努めなければならない。

第89条

- 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

私たちのなすべきこと

どんな国をめざすべきなのか ～私たち自身が何をめざすか～

<めざしてきた日本の形> → <こんな国にしたいのか>

自由にものが言える国 → 萎縮してしまう国

弱い立場の人でも安心できる国 → 強者が優遇される国

多様性を認めあえる国 → 異端・異論を排除する国

9条を活かし、戦争できない国 → 戦争しに行く国

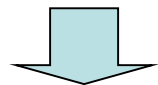
外交力で信頼関係を構築する国 → 軍事的抑止力で押さえ込む国

独立主権国家 → 究極の対米従属国家

一人ひとりを大切にする国 → 国家を第一に考える国

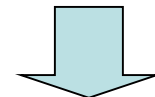
法の論理 → 力・排除の論理

法でコントロールする国 → 情報操作で国民を支配する国



法の支配

→



人の支配

今、私たちに必要なこと

- この国を**どんな国にしたいのか**、私たち自身が覚悟を決めること。
 - 国は与えられるものでなく、私たちが創り上げるもの。
- **熱気に流されない冷静さ**を保つこと。
- 憲法を知り、**自立した市民**として、それぞれが**主体的に行動**すること。
- おかしいことには、おかしいと気づいた者から**声をあげる**こと。

マルチン・ニーメラー牧師の告白

はじめにやつら(ナチス)は**共産主義者**に襲いかかったが、私は共産主義者ではなかったから声をあげなかった。

そして、やつらは**社会主義者と労働組合員**に襲いかかったが、私はそのどちらでもなかったから声をあげなかった。

つぎにやつらは**ユダヤ人**に襲いかかったが、私はユダヤ人ではなかったから声をあげなかった。

そして、やつらが**私**に襲いかかったとき、私のために声をあげてくれる人はもう誰もいなかった。

今後の国民投票や選挙で重要なこと

- 萎縮しないで、声をあげる。
- 権力の私物化は許されないという大義
 - 自衛官への感謝。だからこそ戦地で死んでほしくない。
- 想像力（イマジネーション）
 - 戦争の悲惨さへの想像力
 - 慎重すぎるくらいがちょうどいい。
 - 自分の生活がどう変わるかへの想像力
 - 子どもや孫の幸せ
 - 今こそ、歴史から学ぶ勇気と誇り

憲法を生活
や仕事の中
で活用する

最後に

- 1 明日の日本は今日の私たちが創る。
→今を変えれば未来を変えられる。
憲法の理想に現実を近づけることこそ必要。
- 2 **今を生きる者**としての**責任**を果たし**誇り**を持つ。
→**憲法を知ってしまった者**として今できることを。
市民として主体的に行動する。
- 3 **Festina Lente** (ゆっくりいそげ)
慌てず、焦らず、諦めず、
一歩一歩が大切。